

企画総務委員会 送付 8－18

旧永田町小学校関係資料デジタルアーカイブ等制作業務に関する
公募型プロポーザル方式（企画競争）に対する疑問と、
校舎原物保存および公適配廃校 14 校の統一アーカイブ化を求める陳情

受付年月日 令和 8 年 7 月 8 日

陳 情 者 提出者 1 名

陳 情 書

旧永田町小学校関係資料デジタルアーカイブ等制作業務に関する

公募型プロポーザル方式(企画競争)に対する疑問と、

校舎現物保存および公適配廃校14校の統一アーカイブ化を求める陳情
原

令和 8 年 7 月 8 日

千代田区議会議長 殿

陳情者 氏名:

所 在 地:

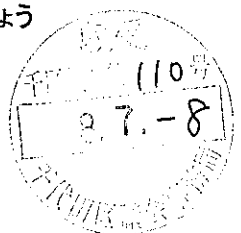
電話番号:

【陳情の理由】

先般実施の「旧永田町小学校関係資料デジタルアーカイブ等制作業務」(公募型プロポーザル方式・企画競争)については、旧永田町小学校の歴史・教育資料を後世に伝えるという趣旨にて理解しております。

本校舎は、1993
1995年の統廃合後、2000年～2012年の期間に、麴町小学校、雙葉幼稚園、神田女学園、麴町中学校の仮校舎や防災拠点、警備拠点、倉庫等として使用されてきましたが、本件に言う旧永田町小学校関係資料とは、校舎そのものをアーカイブの主体としているのでしょうか。校舎と分離不可分の卒業制作等の保存方法について、どのように検討しているのでしょうか。

本校舎は、1937年竣工当時から貴重な体育館と講堂が独立した建築様式であり、玄関口からピロティへの当時の子どもたちの日々の歩みの導線を感じられる空間を遺し伝えるには、校舎そのものの保存が最善なのは言うまでもないですが、職員室にある奉安庫も千代田区の貴重な遺産ではないのでしょうか。



か。仮校舎として使用した際の改修で、教室の床下に張り巡らされた床暖房設備が現在もみられるのか分かりませんが、地下の図工室にも採光されるよう設計されていた様子をどのように表現するのでしょうか。昭和初期にNHKの学校放送教育開始と同時に全国に先駆けラジオ放送を利用した学習にはじまる放送教育は、現在の課題でもある情報リテラシー教育の萌芽とも言えます。何より、永田町小学校校舎の特徴は、関東大震災の教訓を得て避難経路が確保されているという点です。こうした永田町小学校の特徴を肌を感じる保存の在り方について、業務概要を見る限り、十分であるといえるでしょうか。本業務は、①デジタル化の対象・方法・範囲がいつ・誰によって・いかなる手続で決定されたのかが明らかでないこと、②制作者本人である卒業生・教職員の関与手続が定められていないと見受けられること、③教育の一次資料としての原物保存の方針が示されていないこと、④区議会において当該業務の目的・方法・アーカイブの活用方針が実質的に審議された形跡が確認できないこと、⑤公共施設適正配置構想（以下「公適配」）で廃校となった旧14校の資料との統一的な保存方針が示されていないこと——等いくつかの疑問を含みます。

よって区議会において、本事業の目的・意思決定過程・教育資料としての位置付けを改めて確認したうえで、下記の陳情項目について審議のうえ必要な措置を講じられたく、陳情するものです。

【陳情項目】

1. 旧永田町小学校校舎および館内資料について、デジタル化を「原物保存の代替措置」ではなく「原物保存と併存する記録措置」として位置付ける方針を、区議会において明確に確認すること。
2. デジタルアーカイブ化される「卒業記念制作品等 約18点」および「委託者指定資料 概ね10点」について、対象品目一覧・選定基準・選定者・決定時期を区議会に対して公表すること。
3. 上記対象品目の選定にあたっては、制作者本人である卒業生および当時の教職員に対して事前の意見聴取および同意確認を制度的に行うことを、区の方針として確認すること。

4. 本業務におけるオーラルヒストリー映像制作、3D計測、資料撮影等の「デジタル化の方法・仕様・公開方針」について、区議会文教福祉委員会等の所管委員会において実質的な審議機会を確保すること。
5. 旧永田町小学校のみならず、平成3年(1991年)公適配により統廃合された旧区立小学校14校すべての歴史資料・卒業制作・学校運営資料・地域史資料等について、統一的な保存・アーカイブ化・公開方針の策定を検討すること。
6. 上記統一方針の策定にあたっては、京都市学校歴史博物館(旧開智小学校校舎を改修活用し、番組小学校64校の資料を収集・保存・展示する施設)の運営実態等先例を実地調査のうえ、参考とすること。
7. 本業務の履行期間中および終了後において、デジタル化した「原物」(卒業制作・指定資料等)は原則として廃棄しないこと。廃棄が不可避と判断される場合には、事前に区議会所管委員会への報告を義務付け公表すること。

添付＞

疑問① ― デジタル化は目的か手段か

業務概要によれば、本業務の中心は、

- ・ オーラルヒストリー映像制作(1人あたりインタビュー動画1本、公開用動画10分程度1本)
- ・ 校舎内外および関係物品の3D撮影または3D計測
- ・ 卒業記念制作品等 約18点のデジタル化(平面資料は1カット以上、立体資料は3カット以上)
- ・ 委託者指定資料 概ね10点のデジタルアーカイブ化
- ・ 肖像権・著作権処理済み成果品の納品

――等となっている。しかし本来問われるべきは、「何を後世に残すのか」という教育的・文化的判断ではないでしょうか。デジタル化は手段であって目的ではないはずです。

本業務には、教育の一次資料としての原物をいかに保存するかという方針が示されているのでし

か。「解体後は記録として残る」のだから良いという前提が暗黙に置かれている可能性があり、この点は区議会において明確に確認される必要があると考えます。

疑問② ― 原物保存の原則が示されていない

博物館学および文化財保存の原則に照らせば、デジタル化はあくまで原物保存を補完する記録手段であり、原物には、素材・質感・重量・寸法・使用痕・経年変化など、デジタル記録では代替不能な情報が含まれます。

したがって、「デジタル化したから原物は廃棄してよい」との運用は、教育資料・文化財の取扱いとして原則に反するでしょう。本業務においては、この「原物保存の原則」が示されておらず、デジタル化後の原物の取扱い方針が判読できません。区議会において、原物保存を原則とする方針を確認することが求められます。

疑問③ ― 対象品目「18点」「10点」は誰が、いつ、どう決めたのか

業務概要には「卒業記念制作品等 約18点」「委託者指定資料 概ね10点」との具体的な数字が示されています。この数字の妥当性を検証するために、以下の情報を公表願います。

- ・ 18点および10点の対象品目一覧
- ・ 選定基準（歴史的価値、教育的価値、保存状態、代表性等の基準）
- ・ 選定者（区職員、有識者、外部委員、教育委員会、卒業生代表等の内訳）
- ・ 選定期間および選定過程の議事録
- ・ 除外された品目の有無および除外理由

特に、卒業記念制作品は児童・生徒本人が制作した「創作物」であり、著作権および人格権を有します。対象選定に制作者本人（卒業生）および指導者（教職員）が関与した形跡が確認できませんので、著作者人格権の観点からも検討を願います。

疑問④ ― デジタル化の方法・方向性を区議会は審議したのか

オーラルヒストリー映像の対象者選定、3D計測の範囲、著作権・肖像権処理の方針、公開範囲、二次利用ルール、データの長期保存体制等は、いずれも高度の政策判断を要する事項ではないでしょうか。本校舎解体を前提としたインタビュー制作は、解体の是非が区議会で問われ、解体設計の入札が不調に終わっている今日時点では、次期早々といえます。

本校舎の解体方針含め、区議会文教福祉委員会その他の所管委員会やこれまで永田町小学校を所轄した各部署において、永田町小学校の文化的、教育的、歴史的意義付け等について、実質的に審議された形跡が確認できません。事業実施主体は執行機関であるとしても、教育資料の保存方針は区民全体に関わる事柄であり、議会の関与が制度的に確保される必要があると考えます。

疑問⑤ ― 京都市学校歴史博物館という「先行事例」に学んでいるか

京都市には、明治2年(1869年)に開校した日本最初の学区制小学校「番組小学校」64校の資料を収集・保存・展示する「京都市学校歴史博物館」が、平成10年(1998年)に開設されています。同館は、閉校となった旧開智小学校の校舎を改修整備して博物館として活用したものであり、番組小学校創設に関する資料、京都市の学校に残された教科書・教材・教具、卒業生等が学校に寄贈した美術工芸品を体系的に収集・保存しています。

同館は、単に「デジタルアーカイブ」にとどまらず、

- ・ 旧校舎自体を保存・活用(現校舎は平成17年に国登録有形文化財に登録)
- ・ 64校の資料を一元的に収蔵・展示
- ・ 番組小学校研究の学術的拠点として機能
- ・ 市民参加型の講演会・講座を継続的に開催
- ・ 修学旅行等の教育プログラムを提供

——という多層的な機能を実現しており、「教育の歴史を伝える」という目的が、旧校舎の物理的保存、資料の体系的収集、公開・研究・教育活用の一貫した政策として結実している好例であります。

千代田区は、日本の中心・国会議事堂に隣接する永田町の地に、明治41年(1908年)開校した永田町小学校を含む数多くの伝統校を有しています。京都市学校歴史博物館が「番組小学校64校」の資料を統一的に扱うのに対し、千代田区の本業務は「旧永田町小学校 単一校」のデジタル化にとどまるのでしょうか。それとも、公適配以降、千代田区は、統廃合した学校の資料を体系的に保存整理しているのでしょうか。是非とも、永田町小学校の校舎を活用し、千代田区の教育資料保存政策における体系的な拠点としていただくことを提案致します。

疑問⑥ ― 公適配で廃校となった14校すべての資料はどうなるのか

平成3年(1991年)12月、千代田区は「公共施設適正配置構想」を公表し、当時14校あった区立小学校を8校に統廃合しました。統廃合の対象となった旧14校(番町小、麴町小、永田町小、富士見小、九段小、淡路小、芳林小、神田小、佐久間小、千桜小、今川小、小川小、西神田小、錦華小)は、いずれも明治期以来の歴史を有し、地域史・教育史の一次資料の宝庫であります。

しかし、これら14校の学校資料・卒業制作・校史・教職員記録・地域史資料が、統廃合から30年以上を経た現在、どのような方針で保存・整理・公開されているのかは、区民に対して明確に説明されていません。

旧永田町小学校の資料をデジタル化する本業務は、こうした「14校全体の資料保存政策」の中に位置付けられるべきものではないでしょうか。京都市学校歴史博物館が「番組小学校64校」を一元的に扱っているのと同様に、千代田区もかつての14校の資料を統一的に保存・公開する政策を策定すべきではないでしょうか。

疑問⑦ ― 校舎解体との関係

本業務は、旧永田町小学校校舎の解体方針(2025年9月首脳会議決定)と時期的に連動しており、本業務の3D計測・映像制作の技術仕様は、「解体前の記録保存」を実質的な目的とするものと読み取れますが、耐震診断において「補強で保存可能」との有識者意見が示されているとの陳情(送付7-32)が同時期に区議会に提出されており、本校舎の物理的保存の可能性は排除されていません。1999年に

約3億円を投じた改修工事をした後、耐震には問題ないと判断され、麴町小学校・雙葉幼稚園・神田女学園・麴町中学校の仮校舎利用実績等、本校舎は継続的に活用された実績があります。

デジタルアーカイブ化と校舎保存は本来矛盾しないものであり、「解体しても、デジタルアーカイブ化するので保存したといえる」という論理の飛躍は、教育資料保存の原則からも、行政財産管理の原則からも納得できません。

【区議会への問いかけ】

永田町小学校118年の歴史の価値は、3Dデータとして残ることで伝承されるのでしょうか。校舎という物理的空間に身を置き、そこで生まれた教育・地域文化を、次世代に継承することこそ、ちよだの教育と文化を歴史遺産として遺す術ではないでしょうか。

京都は、番組小学校64校の資料を、旧校舎を活用した博物館として一元的に保存しています。千代田区は、公適配で廃校となった14校の資料を、どこに、どのようにのこす政策を持っているのでしょうか。

本業務が、単なる「解体前の記録保存」ではなく、「千代田区の教育史を後世に継承する体系的政策」の第一歩となるよう、区議会の良識ある審議を強く求めています。

以 上